

## ■ □ ■ □ ■ 厚生労働大臣の定める揭示事項 ■ □ ■ □ ■

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

### ★ 入院基本料に関する事項

当院が届け出ている入院基本料及び、看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次のとおりです。

病棟区分	医療一般病棟（120床）			
届出病床	一般病棟入院基本料	障害者施設等入院基本料		
届出区分	急性期一般入院料6 (うち4階の14床： 地域包括ケア入院医療管理料2)	10対1入院基本料		
病棟名	3階西	4階	3階東	
病床数	30床	60床	30床	
1日に勤務している看護職員の人数	11人以上	12人以上	12人以上	
入院患者数	30人以内	60人以内	30人以内	
看護職員	8:30～16:30	4人以内	7人以内	4人以内
1人あたりの受け持ち数	16:30～20:00	8人以内	12人以内	8人以内
	20:00～8:30	15人以内	20人以内	15人以内

### ★ 入院診療計画、医療安全、感染防止、褥創対策および栄養管理体制に関する事項

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める医療安全管理体制、院内感染防止対策、褥創対策および栄養管理体制に関する基準を満たしています。

### ★ 明細書の発行体制に関する事項

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。（自己負担の無い方についてもお渡ししています。）

※ 明細書には、使用した薬剤の名称やおこなわれた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、代理で会計を行うご家族への発行なども含めて、明細書の発行を希望されない方は、1階総合窓口(会計)にてその旨お申し出ください。

### ★ 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）を算定しており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。